

平成28年度 第2回足立区労働報酬審議会 議事概要

| | |
|---|--|
| 開催日時 及び 場所 | 平成28年12月15日(木) 14時00分～16時00分 足立区役所11階 入札室 |
| 出席委員 | 渡部典子 会長 小倉絵里 副会長 田中克己 委員 設楽 潔 委員 伊藤好麿 委員 中村修一 委員 |
| 審議案件 | 1 第1回審議会での要望事項について 2 平成29年度労働報酬下限額(案)について |
| 議事概要 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・会議の公開について ・第1回審議会での要望事項について | <ul style="list-style-type: none"> ・議事については労働報酬下限額に関わることであり、率直な意見の交換を促すため非公開とした方が良いのではないかと。(会長) —各委員了承— ①公契約条例適用契約の労務台帳(写し)の閲覧について、事務局が説明した。 ・区立第八中学校旧校舎解体工事の労務台帳を見ると、労働者の職種は6人とも普通作業員である。普通作業員だけで解体工事はできない。オペレーターは普通作業員とは言わない。特殊作業員やオペレーターなのに該当する職種ではなく、労務単価の低い普通作業員として扱い、労働報酬下限額を上回ったとしているのではないかと。(委員) ⇒月ごとに作業員の職種に差がある。工期によっては運転手、はつり工、とび工、特殊作業員等の記載があり、普通作業員だけではない。様々な職種の労働者が解体工事に従事している。次回の審議会では一部だけでなく、全工期の労務台帳を用意したい。(事務局) ・設備環境管理業務委託において、所定時間内202時間の労働者は、所定時間外および休日の労働時間はゼロ、深夜のみ5時間と記載されている。原則的に労働基準法上1日8時間、週48時間とすると、変形労働としても、202時間は所定時間外が発生していたのではないかと。記載方法あるいは集計方法を間違えているのではないかと。(委員) ⇒業者に確認して、後日回答する。(事務局) 【業者に確認したところ、記入誤りであることを確認した。修正後の労務台帳を受領した。修正内容は以下のとおり。 平成28年9月分 設備員 修正前：所定時間内 202時間 時間外0時間 休日0時間 深夜5時間 修正後：所定時間内 178時間 時間外8時間 休日16時間 深夜5時間】 ・一部の労働者は、休日と深夜に労働時間数の記載がある。どのような職種なのか伺いたい。また、労働報酬下限額が950円と910円と二つ記載があるが、これは年度の違いと解釈してよいか。(委員) ⇒勤務内容については、本庁舎の空調や電気の設備管理である。日中だけ |

| | |
|------------------------------|---|
| <p>・平成29年度労働報酬下限額(案)について</p> | <p>ではなく、時間外や休日、深夜等に及ぶ場合がある。単価については、契約あるいは協定を締結した年度による違いである。(事務局)</p> <p>②公契約条例適用現場視察結果について、事務局が説明した。 (平成28年11月9日、足立区立鹿浜菜の花中学校新築工事現場)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレは女性労働者に配慮したようだが、工事現場に女性はいたのか。(委員) <p>⇒視察当日、工事現場に女性はいなかった。元請に増えたかどうか質問したところ、相変わらず増えていない、トラックの運転手等には一部見掛けることはあるとの回答があった。(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現実的には、作業員の中に女性はいない。(委員) ・区内の中小企業では現場代理人でも女性はなかなかいない。(委員) <p>③公契約条例の周知用チラシ等へのQRコード掲載について、事務局が検討結果を以下のとおり説明した。</p> <p>⇒相模原市の公契約条例のチラシのQRコードからは、相模原市ホームページの公契約条例のページに接続する設定になっている。労働報酬下限額のページが直接表示させるには、技術的な課題があるので難しい。</p> <p>また、QRコードの作成には専用ソフトが必要であるが、当区の契約課にはそうしたソフトがない。労働報酬課下限額を記載したチラシを労働者に配布する方法を検討したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チラシだけでも工事現場への新規入場の際に配布してもらえればありがたい。(委員) <p>平成29年度労働報酬下限額(案)について、事務局が説明した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事請負契約の適用範囲は予定価格1億8千万円以上であるが、条例を施行してから一定期間経っているので、適用範囲をもう少し広げていただきたい。 <p>取締役など経営者は労働者とはみなせないが、取締役を除く現場技術者については適用労働者として欲しい。</p> <p>主任技術者は技術経験がある方なので、熟練労働者として欲しい。</p> <p>⇒公契約条例の適用範囲については、工事請負契約の工期が完了し、労務台帳が全て提出された後に検討したいと考えている。</p> <p>現場技術者は一定程度の資格等があるので一定水準以上の給料を得ていると推測し、適用労働者から除外している。野田市などの他の先進自治体の状況を確認したい。</p> <p>これまでのところ主任労働者と思われる労働者が熟練労働者以外として扱われているとの申し出や苦情はないが、今後、現場の実態等を確認したい。(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設業界としては、予定価格1億8千万円以下に適用範囲を拡大しないよう強く要望したい。公契約条例導入の際、前総務部長は予定価格の大きい案件は労務台帳の事務作業経費は飲み込めるものとみなしたが、実際には専用の事務員が必要で、大変な事務量である。 <p>まずは予定価格に事務作業費用を計上して欲しい。末端の労働者の下限額を保証するのに、元請の事務作業経費が予定価格に反映されていないのは矛盾している。また、予定価格に労務単価が反映されていることを検証して欲しい。(委員)</p> |
|------------------------------|---|

- ・技能労働者が不足している状況なので、何とか建設業会全体で支えていきたい。技能労働者として若い人達が入職してくるようにしていきたい。そのためには就労環境や賃金をしっかり担保していただきたい。
適用範囲は他の自治体の状況も聞いて、検討していただきたい。
(委員)

⇒建築工事ではかなりの数の下請がいるが、電気工事や設備工事はそれほど多くない。予定価格だけでは台帳作成に要する事務量に差がある。下請の数が少ない業種は負担が少ないのではないか。(事務局)
- ・公契約条例の適用範囲を拓げる前に、公契約条例の良い点と悪い点について検証しないのか。公契約条例そのものについての評価が必要だと思う。
⇒福岡県直方市では公契約条例により、下請の数に制限がかかり、元請に下請の顔が見える状況になったとのことである。(事務局)
- ・アメリカ合衆国では公契約条例によって重層構造がなくなり、ほぼ一時下請に収束されていく。自社で職人を抱えている業者が一時下請になる。いわゆる協力会社の淘汰が始まるという話がある。
一次下請に職人が集まるようになると、そこに仕事が集中していく。これまで一人で仕事をしてきた職人も、どこかの業者に所属していくようになり、建設業界も大きく変わるものと思われる。(委員)
- ・全建や日建連でも重層構造を無くしていこうと業界団体のリーダーも言っている。重層下請構造によって建設業が疲弊している。最低でも建築工事は二次下請、設備工事は三次下請までにしようしている。(委員)
- ・3～4年前に横浜市の旭中学校校舎建設工事における不払いは、足立区の業者が7次下請だった。7次下請となると現場での就労関係が元請もわからない、安全管理の問題が生じる部分もある。
単に仕事の問題だけではない。今日、施工体制台帳の提出範囲も変わってきたのは、国が工事現場全体の見える化に取り組んでいることの現れではないか。今後は必然的に、重層下請は改善せざるを得ないのではないか。(委員)
- ・予定価格を積上げで積算していただきたい。
⇒検討課題とする。(事務局)
- ・公契約条例制定と重層下請削減は一緒の話なのか。
⇒足立区公契約条例の目的は第1条に掲げている。発注者と受注者が対等な立場であること、公共工事の品質確保と労働者の雇用状況の改善や地域経済の活性化等を目指している。
労働条件の確保、労働環境の整備、この2つがキーワードであり、発注者と受注者が対等に協力しながら公契約の品質を高めていくことが、公契約条例の目的である。(事務局)
- ・事務作業経費が担保されないと、今のままの積算単価で受注する限り、元請の利益はどこにあるのか。(委員)
⇒昨年度末にアンケートを実施して、いくつか課題は確認している。引き続き様々な観点から分析し、今後何をどうすれば納得していただけるようになるか、研究したい。(事務局)

| | |
|-----------------|---|
| <p>・その他について</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 労務台帳には出てこない、公契約条例の定義から除外されている職種の方にしわ寄せがいつていることはないか。 しわ寄せがいつている労働者がいつているのかどうかの確認を含めて、労務台帳に記載しない部分についても開示にできるものがある方がいい。 公契約条例を運用していつく中で、どこかにしわ寄せがいついき疲弊してしまうのであれば、何か改善の余地があるのではないか。（事務局） ⇒ 今後、現地調査のいつには、主任技術者等がどれくらいいつて、どのような働き方なのか、問題になっていることがあるのか、現場の实態をきちんと把握した上で対策を講じていつきたい。（事務局） ・ 業務委託契約及び指定管理者協定の労働報酬下限額について、他の自治体では概ね3000万円位が平均である。足立区の9000万円は高いと思う。事業者の事務量増の課題はあるかもしれないが、もう少し適用金額は下げてもいつたい。 労働報酬下限額が都の最低賃金を下回った場合、その効力発生日以後の労働報酬下限額は都の最低賃金とするにいつては同意だが、契約金額は締結した金額で固定されたままなのか。（委員） ⇒ 適用金額の引き下げにいつては、工事契約と同様に、これまで適用された契約や協定の労務台帳がすべて提出された段階で検討したい。 契約金額にいつては、契約や協定によつて異なるのではないか。新たに考慮すべき要素が発生した場合、双方が協議できることが仕様書に明記されていつれば変更できると思われる。（事務局） ・ 港区の保育士の業務委託単価は1050円である。足立区では業務委託の保育士はどのくらいいつているのか。あまりに少ないのであれば業務委託の労働報酬下限額を設定することはないのかと思う。（委員） ⇒ 足立区の場合、業務委託の保育士はいつない。指定管理協定における保育士がどれくらいいつているかにいつては、園の規模によつて多いところ少ないところがあると思われる。保育士は人手不足の折、臨時職員の単価とかけ離れているかもしれないことは認識している。引き続き検討し、何かいい改善案があれば来年度お示ししたい。（事務局） ・ 野田市や多摩市においては一部の業務委託契約で建築保全業務単価を労働報酬下限額の算定根拠としている。 足立区でも、業務委託の労働報酬下限額は一律に9百何十円とするのではなく、資格を要するエレベーター維持管理などの労働報酬下限額は、建築保全管理単価を算定根拠とできないか。（委員） ⇒ 足立区においてこれまでところ有資格者を要する業務委託はいつないので、今後何らかの改定が必要であれば検討していつきたい。（事務局） ・ 学校の仮設校舎建築工事は高額であり賃貸借契約だが、建築基準法や消防法など法令に沿つて建設するので、公契約条例を適用できないのか。区長が定めるものという条項を活用できないか。 また、建退共制度を適用させることはできないか。（委員） ⇒ 賃貸借業務で建築工事で異なり提出書類の基準がなく、発注課には技術職がいつないので、建退共制度の適用は難しい。（事務局） <p>労働条件の確保や労働環境の整備に向けた事務局案にいつて、事務局が説明した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保険未加入対策にいつて、建設業界では国民健康保険に加入しているので厚生年金には加入しなくいつていいという意識がずっと続いつていた。 |
|-----------------|---|

社会保険は法人にとって必須であり、法令上加入していなければいけない。もし勘違いで加入していない業者がいるならば、まず法令順守という観点から加入することを確認していく方法があるといい。（委員）

- ・元請には末端の労働者に対する支配権がない。単なる請負関係なのに元請に罰則を与えるのは変だと思う。一般の会社ならば全員社員だから問題はないが、建設現場で全部社員というのはあり得ない。元請が社会保険未加入対策をできるのか疑問である。（委員）
- ・下請の下請に指揮監督権があると、逆にそれは雇用契約となり、偽装請負など別の問題も発生する。（委員）
- ・1人親方でない限り、業者との雇用関係があるので、労働条件を元請が確認して、きちんと守らせることになる。そういう方法以外対応しようがないので非常に曖昧である。（委員）
- ・自分の知り得る労働関係での相談で、雇用保険に加入していない職人が加入には本人負担があり給与が少なくなるとのことで会社に対し雇用保険の加入を拒否し、その後トラブルとなっているケースがあった。本来は、雇用主が加入した時点で社会保険の必要性を丁寧に説明しなければいけないのだが、雇用保険がどういうものかを知らない、お互いが雇用保険を理解していく中で、加入を進めていかないと、なかなかうまくいかないのではないか。（委員）
- ・実際の現場で元請は一人親方をどう取扱うのか、問題が起きないか心配である。個人事業者は国民年金と健康保険に加入すれば就労できるが、一人親方は社会保険に加入していないとの理由で排除されては困る。（委員）
- ・区内業者は一人親方が圧倒的に多く、必ずしも法人組織になっていないが排除することは絶対でない。
社会保険加入は本人の問題ではないのか。賃金を支払う立場の元請に責任があるというのは問題である。（委員）
- ・親子で仕事をしているならば、親子の個人事業主なので、息子にも雇用保険をかける。国民年金と国民健康保険に加入すれば就労できる。（委員）
- ・一人親方にも、事務組合のような専門の代行機関がある。（委員）
- ・一人親方との請負契約、施工体系図上も10人いれば10人と請負契約書を締結せざるを得ないのでは、実務経験や専任や主任技術者の実務経験も問いながら下請契約を結んでいくことになるではないか。（委員）
- ・下請が主任技術者の有資格者になっても、自社の社員でなければ、その資格は使えない。下請は主任技術者を配置しなければならない。（委員）
- ・一人親方が個人事業主だとしても、主任技術者にはならない。（委員）
⇒研究させていただきたい。（事務局）
- ・労働環境チェックシートは、各社が請負契約締結の際に提出するのか。（委員）
⇒世田谷区は元請だけか下請まで提出を求めているのか確認していない。

まずは元請に提出を求めたい。(事務局)

- ・労働チェックシートを入札制度等に活用していくのか。(委員)
⇒活用方法までは考えていない。基本的な項目を遵守しているか確認したい。大きな問題があれば労働基準監督署へ相談したり、当審議会で意見をいただき改善していきたい。まずは意識づけを行いたい。(事務局)
- ・元請がすべての保険に加入しなければいけないということではない。社会保険に関しては、一人親方であれば一人親方自身が入る。元請は下請が社会保険等に加入しているかどうか、確認すればいいのだと思う。(委員)
- ・法定福利費は予定価格の積算に入っているの、業界もきちんと相当分を支払っていただきたい。(委員)
⇒予定価格の積算においては、一つのケースを想定している。解体工事であれば、機械はリースを前提としている。社会保険についても一つのモデルケースの中で、これだけ人数がいればこれだけ掛かるという前提で積算している。個々のケースを想定している訳ではない。(事務局)
- ・技術指導連絡会の指導文書では、下請から法定福利費相当額を標準見積書で請求された場合は遵守しなければならないとしている。(委員)
⇒社会保険未加入対策として、標準見積書の活用を進めているが、来年度から標準見積書も必ず使用することまでは求めていない。将来的には当然使用するよう、徐々に移行していただきたい。(事務局)
- ・今後建設技能労働者が減少する中で、区内の中高生を対象とした公共工事の現場見学会を開催し、若い方に技能労働者として夢を持てるよう、事業者をお願いしたい。
また、女性の活躍の問題として、週休二日制の試行実施を検討していただきたい。(委員)
⇒これまで労働報酬下限額の答申にあたり、審議会での意見や要望等も付けている。本日意見のあった中高生の公共工事の現場見学会なども文言を整理して、答申に加えたい。(事務局)
- ・公契約条例の運用が継続して円滑に進むよう、制度の趣旨も含めて、区職員に対する研修を実施していただきたい。(委員)
⇒これまでも工事主管課である学校教育部や資産管理部、都市建設部の職員には公契約条例の理解を深めるよう努めているところである、引き続き取り組んでいきたい。(事務局)
- ・議事録は事務局が作成し、委員のみなさまに確認していただく。
答申案についても意見や要望の要旨をまとめ、事務局が作成し、委員のみなさまが確認した後、区長に答申する。(会長)

－各委員了承－